

高齢者見守り相談窓口事業の実施について

1 目的

高齢者の一人世帯及び夫婦のみ世帯が増加する中で、高齢者の在宅生活の安心を確保するため、高齢者あんしん相談センターが行う戸別訪問や見守り相談の機能をさらに強化することで生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげていく。

2 相談窓口

各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に相談窓口機能を設け、専従の職員（見守り相談員）を配置する。

3 相談窓口の機能

- (1) 次の要件に該当する在宅高齢者の訪問による生活実態の把握
 - ① 要支援・要介護認定者を除く75歳以上の在宅高齢者
 - ② 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者* 上記要件に該当しない方についても必要に応じて実態把握を行う。
- (2) 高齢者、家族、地域住民等からの見守り相談窓口
- (3) 地域の組織・住民と連携した見守りの実施

4 事業開始時期

令和2年7月